

(平成26年3月11日現在)

▲緊急地震速報配信サービス契約約款

(平成19年6月22日BBサ第700173号)

実施 平成19年7月1日

目次

第1章 総則	3
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 約款の公表	
第4条 用語の定義	
第2章 契約	4
第5条 契約の単位	
第6条 緊急地震速報配信契約申込の方法	
第7条 緊急地震速報配信契約申込の承諾	
第8条 ライセンス数の変更	
第9条 その他の契約内容の変更	
第10条 緊急地震速報配信契約に基づく権利の譲渡	
第11条 緊急地震速報配信契約者が行なう緊急地震速報配信契約の解除	
第12条 当社が行う緊急地震速報配信契約の解除	
第13条 その他の提供条件	
第3章 利用中止等	5
第14条 利用中止	
第15条 利用停止	
第16条 接続休止	
第4章 通信	6
第17条 通信利用の制限	
第18条 通信による制約	
第5章 料金等	7
第1節 料金及び工事に関する費用	7
第19条 料金及び工事に関する費用	
第2節 料金等の支払義務	7
第20条 利用料金の支払義務	
第21条 工事費の支払義務	
第3節 料金の計算方法	9
第22条 料金の計算方法	
第4節 割増金及び延滞利息	9
第23条 割増金	
第24条 延滞利息	
第6章 保守	9
第25条 修理又は復旧の順位	
第7章 損害賠償等	10
第26条 責任の制限	
第27条 免責	
第8章 雑則	10
第28条 承諾の限界	
第29条 利用に係る緊急地震速報配信契約者の義務	
第30条 技術資料の供覧	

第31条 法令に規定する事項	
第32条 個人情報の取り扱い	
第9章 附帯サービス	11
第33条 附帯サービス	
別記1	12
1 緊急地震速報配信契約者の地位の承継	
2 緊急地震速報配信契約者の氏名等の変更の届出	
3 緊急地震速報配信サービスにおける禁止事項	
4 当社の維持責任	
5 個人情報の開示	
6 新聞社等の基準	
7 利用権に関する事項の証明	
別記2 料金	
通則	14
料金表	16
第1表 料金	
第2表 工事に関する費用	
第3表 附帯サービスに関する料金	
附則	18

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づきこの緊急地震速報配信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより緊急地震速報配信サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この約款を変更するときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を当社のホームページ

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)により通知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のホームページ

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)より、この約款を公表します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 緊急地震速報	地震発生時に震源に近い観測点で得られた地震波を使って震源、地震の規模及び各地の震度を秒単位という短時間で測定し、財団法人気象業務支援センター経由で気象庁から発表される情報
4 緊急地震速報配信サービス	緊急地震速報を、当社が別に定める契約者向けに配信する電気通信サービス (注)本欄に規定する当社が別に定める契約者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するIPv6通信に係る契約を締結している者としします。
5 緊急地震速報配信サービス取扱所	(1)緊急地震速報配信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により緊急地震速報配信サービスに関する契約事務を行うものの事業所
6 緊急地震速報配信契約	当社から緊急地震速報配信サービスの提供を受けるための契約
7 緊急地震速報配信契約者	当社と緊急地震速報配信契約を締結している者
8 契約者識別符号	緊急地震速報配信契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、緊急地震速報配信サービス契約に基づいて当社が緊急地震速報配信契約者に割り当てるもの
9 自営宅内機器	緊急地震速報配信契約者が設置する緊急地震速報配信サービスに対応した宅内機器
10 ライセンス	緊急地震速報配信サービスを自営宅内機器に受信することのできる権利であって、1の自営宅内機器ごとに提供するもの
11 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1の契約者識別符号につき1の緊急地震速報配信契約を締結します。

この場合、緊急地震速報配信契約者は、1の緊急地震速報配信契約につき1人に限ります。

(緊急地震速報配信契約申込の方法)

第6条 緊急地震速報配信契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う緊急地震速報配信サービス取扱所へ提出して頂きます。

(1) 利用するライセンス数

(2) その他申込の内容を特定するために必要な事項

(緊急地震速報配信契約申込の承諾)

第7条 当社は、緊急地震速報配信契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は前項の規定に関わらず、次の場合には、その緊急地震速報配信契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 緊急地震速報配信契約の申込みをした者が、緊急地震速報配信サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 緊急地震速報配信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 緊急地震速報配信契約の申込みをした者が、第15条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、緊急地震速報配信サービスの利用を停止されている、又は緊急地震速報配信契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 緊急地震速報配信契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(5) 緊急地震速報配信契約の申込みをした者が、別記1の3(緊急地震速報配信サービスにおける禁止事項)に定める行為をするおそれがあると当社が判断したとき。

(6) その他、緊急地震速報配信サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(ライセンス数の変更)

第8条 当社は、緊急地震速報配信契約者から請求があったときは、緊急地震速報配信サービスのライセンス数の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第7条(緊急地震速報配信契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第9条 当社は、緊急地震速報配信契約者から請求があったときは、第6条(緊急地震速報配信契約申込の方法)第2号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第7条(緊急地震速報配信契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(緊急地震速報配信契約に基づく権利の譲渡)

第10条 緊急地震速報配信サービス利用権(緊急地震速報配信契約者が緊急地震速報配信契約に基づいて緊急地震速報配信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 緊急地震速報配信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により緊急地震速報配信サービス取扱所に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により緊急地震速報配信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 緊急地震速報配信サービス利用権を譲り受けようとする者が、緊急地震速報配信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 緊急地震速報配信サービス利用権を譲り受けようとする者が、第15条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、緊急地震速報配信サービスの利用を停止されている、又は緊急地震速報配信契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) 緊急地震速報配信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(4) 緊急地震速報配信サービス利用権を譲り受けようとする者が、別記1の3(緊急地震速報配信サービスにおける禁

止事項)に定める行為をするおそれがあると当社が判断したとき。

(5) その他、緊急地震速報配信サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 緊急地震速報配信サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、緊急地震速報配信契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(緊急地震速報配信契約者が行う緊急地震速報配信契約の解除)

第11条 緊急地震速報配信契約者は、緊急地震速報配信契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ緊急地震速報配信サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う緊急地震速報配信契約の解除)

第12条 当社は、第15条(利用停止)第1項各号のいずれかの規定により緊急地震速報配信サービスの利用停止をされた緊急地震速報配信契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その緊急地震速報配信契約を解除することがあります。

2 当社は、緊急地震速報配信契約者が第15条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の緊急地震速報配信サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、緊急地震速報配信サービスの利用停止をしないでその緊急地震速報配信契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その緊急地震速報配信契約を解除しようとするときは、あらかじめ緊急地震速報配信契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第13条 緊急地震速報配信契約に関するその他の提供条件については、別記1の1及び2に定めるところによります。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第14条 当社は、次の場合には、緊急地震速報配信サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。

(2) 第17条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

(3) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。

2 当社は、前項の規定により緊急地震速報配信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを緊急地震速報配信契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第15条 当社は、緊急地震速報配信契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(緊急地震速報配信サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった緊急地震速報配信サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます、以下同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、緊急地震速報配信サービスの利用を停止する事があります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第29条(利用に係る緊急地震速報配信契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、この約款の規定に反する行為であって、緊急地震速報配信サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により緊急地震速報配信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を緊急地震速報配信契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続休止)

第16条 当社は、当社が項4に定める電気通信事業者の電気通信事業の休止又は気象庁若しくは財団法人気象業務支援センターが緊急地震速報配信サービスに係る情報の発信の休止等により、当社の緊急地震速報配信契約者が当社の緊急地震速報配信サービスを全く利用できなくなったときは、その緊急地震速報配信サービスについて接続休止(一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。

ただし、緊急地震速報配信サービスについて、緊急地震速報配信契約者から緊急地震速報配信契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により接続休止しようとするときは、あらかじめ緊急地震速報配信契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その緊急地震速報配信契約者にそのことを通知します。
- 4 電気通信事業者の電気通信事業は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するIPv6通信に係るものとします。

第4章 通信

(通信利用の制限)

第17条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る通信(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の確保に直接関係がある機関
ガスの確保に直接関係がある機関
水道の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記1の6の基準に該当する新聞社
放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

3 当社は、前2項の規定による本サービス利用の制限により生じた損害に対し、責任を負わないものとします。

(通信による制約)

第18条 緊急地震速報配信契約者は、当社が項2に定める電気通信事業者の契約約款及び別記2料金の定めるところによりIPv6通信を使用することができない場合(当社が項3に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)においては、緊急地震速報配信サービスを利用することができません。

(注1) 本条に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

(注2) 本条に規定する当社が別に定める理由は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び別記2料金の規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第5章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第19条 当社が提供する緊急地震速報配信サービスの料金は、利用料金とし、別記2料金第1表(料金)に定めるとこ

るによります。

- 2 当社が提供する緊急地震速報配信サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別記2料金第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第20条 緊急地震速報配信契約者は、その緊急地震速報配信契約に基づいて当社が緊急地震速報配信サービスの提供を開始した日から起算して、緊急地震速報配信契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、別記2料金第1表(料金)に規定する利用料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、緊急地震速報配信サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、緊急地震速報配信サービスに係る緊急地震速報配信契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、緊急地震速報配信契約者は、次の場合を除き、緊急地震速報配信サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払を要しない料金
1 緊急地震速報配信契約者の責めによらない理由により、緊急地震速報配信サービスを全く利用できない状態(その緊急地震速報配信契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその緊急地震速報配信サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失により緊急地震速報配信サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその緊急地震速報配信サービスについての料金
3 緊急地震速報配信サービスの接続休止をしたとき	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその緊急地震速報配信サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第20条の2 緊急地震速報配信契約者は、緊急地震速報配信サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別記2料金第1表(料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第21条 緊急地震速報配信契約の申込み又はライセンス数の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、緊急地震速報配信契約者は、別記2料金第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の着手前にその緊急地震速報配信契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、緊急地震速報配信契約者は工事費の支払を要しません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 3 第1項の規定にかかわらず、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、当社は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を緊急地震速報配信契約者に負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金等の計算方法

(料金の計算方法等)

第22条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、別記2料金通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第23条 当社は、緊急地震速報配信契約者が利用料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として緊急地震速報配信契約者から支払っていただきます。

(延滞利息)

第24条 当社は、緊急地震速報配信契約者から料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として緊急地震速報配信契約者から支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注)本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第6章 保守

(修理又は復旧の順位)

第25条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第17条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 水防機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 消防機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 災害救助機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 警察機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 防衛機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 電力の確保に直接関係がある機関との緊急地震速報配信契約に係るもの
2	ガスの確保に直接関係がある機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 水道の確保に直接関係がある機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 選挙管理機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 別記1の6の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との緊急地震速報配信契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との緊急地震速報配信契約に係るもの
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第7章 損害賠償等

(責任の制限)

第26条 当社は、緊急地震速報配信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、緊急地震速報配信サービスがまったく利用できない状態(その緊急地震速報配信契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その緊急地震速報配信契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、緊急地震速報配信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその緊急地震速報配信サービスに係る別記2料金第1表(料金)に規定する利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により緊急地震速報配信サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注)本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、別記2料金通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第27条 当社は前条第1項又は第3項の場合を除き、緊急地震速報配信契約者に係る損害を賠償しないものとし、緊急地震速報配信サービスに係る緊急地震速報配信契約者は当社に当該損害についての請求をしないものとします。また、緊急地震速報配信契約者は、緊急地震速報配信サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、緊急地震速報配信サービスの利用により生じる結果について、責任を負担しません。

3 当社は、この約款の変更により自営宅内機器の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 当社は、気象庁から発表される緊急地震速報の内容について保証をしないものとし、緊急地震速報の内容により生じた結果について責任を負担しません。

5 当社は、気象庁又は財団法人気象業務支援センターのシステム障害等により緊急地震速報の配信が遅延又は欠落したことにより生じた結果について責任を負担しません。

6 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第8章 雑則

(承諾の限界)

第28条 当社は、緊急地震速報配信契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の緊急地震速報配信サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る緊急地震速報配信契約者の義務)

第29条 当社は、緊急地震速報配信契約者に次のことを守っていただきます。

(1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で緊急地震速報配信サービスを利用しないこと。

なお、別記1の3に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 緊急地震速報配信契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号及び暗証符号(以下「契約者識別符号等」とします。)を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。

3 緊急地震速報配信契約者が前項の規定に反し、緊急地震速報配信サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は契約者識別符号等の変更等必要な措置をとる場合があります。

4 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を緊急地震速報配信契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(技術資料の供覧)

第30条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、緊急地震速報配信サービスを利用するうえで参考となる

事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第 31 条 緊急地震速報配信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に定めがある事項については、別記1の4に定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第 32 条 当社は、緊急地震速報配信サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取り扱いについては、別記1の5及び当社が定めるプライバシーポリシー

(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) によるところによります。

第9章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 33 条 緊急地震速報配信サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記1の7に定めるところによります。

別記1

1 緊急地震速報配信契約者の地位の承継

- (1) 第 10 条(緊急地震速報配信契約に基づく権利の譲渡)に規定するほか、緊急地震速報配信契約者について相続又は法人の合併若しくは分割により緊急地震速報配信サービスに係る緊急地震速報配信契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて緊急地震速報配信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

2 緊急地震速報配信契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 当社は、緊急地震速報配信契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに緊急地震速報配信サービス取扱所に緊急地震速報配信契約者から届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 緊急地震速報配信サービスにおける禁止事項

緊急地震速報配信契約者は、緊急地震速報配信サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (3) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (4) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

5 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、緊急地震速報配信契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) 緊急地震速報配信契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示(当該個人情報が存在しない場合は、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社がプライバシーポリシー(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に定める手数料の支払を要します。

6 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))を供給することを主な目的とする通信社

7 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、緊急地震速報配信サービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿(電磁的記録により調整したものを含みます。)に基づき証明します。ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア 緊急地震速報契約の申込みの承諾年月日

イ 緊急地震速報配信契約者(緊急地震速報配信契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となるときは、本別記1の1の規定による代表者とします。)の氏名、名称又は住所若しくは居所

ウ 緊急地震速報配信サービス利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

エ 緊急地震速報配信サービス利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

オ 差押(滞納処分(国税徴収法(昭和34年法律第147号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。))によるものの場合にあつては、参加差押を含みます。)、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ その他証明にあたり当社が必要と判断した事項

- (2) 利害関係人が(1)の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、緊急地震速報配信サービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、別記2料金第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する手数料の支払いを要します。

別記2 料金

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、緊急地震速報配信契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。
ただし、本別記2料金に別段の定めがある場合はその定めるところによります。
 - (1) 料金月の初日以外の日に緊急地震速報配信サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に緊急地震速報配信契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の初日に緊急地震速報配信サービスの提供を開始し、その日にその緊急地震速報配信契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に緊急地震速報配信サービスのライセンス数の変更により利用料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第20条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。(通則3の規定によるものを除きます。)
 - (6) 通則6の規定による起算日の変更があったとき。
- 3 通則2に規定するほか、当社は、第20条(利用料金の支払義務)第2項第2号(同表の2欄の規定に限ります。)に該当する場合が生じたときは、利用料金をその利用時間に応じて分数割(1分間あたりの料金額を算定することをいいます。以下同じとします。)します。
- 4 通則2の規定による利用料金の日割は料金月の日数に応じて行います。この場合、第20条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄及び3欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 5 通則4に規定するほか、通則3の規定による利用料金の分数割は、料金月の日数に24を乗じて得た時間数に60を乗じて得た分数により行います。この場合、第20条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の2欄に規定する料金の算定に当たっては、その分数計算の単位となる1分間をその開始時刻が属する日におけるものとみなします。
- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 8 当社は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する緊急地震速報配信サービス取扱所又は金融機関等において緊急地震速報配信契約者から支払っていただきます。
- 9 当社は、料金及び工事に関する費用を支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
(料金等の一括後払い)
- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則8及び9の規定にかかわらず、緊急地震速報配信契約者の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
(前受金)
- 11 当社は、料金又は工事に関する費用について、緊急地震速報配信契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注)通則11に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。
(消費税相当額の加算)
- 12 第20条(利用料金の支払義務)及び第21条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により本別記2料金に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この本別記2料金に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。
上記算定方法により、支払いを要することになった額は、本別記2料金に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、関係の緊急地震速報配信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

料金表

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(1)利用料金の適用	1のライセンスごとに利用料を乗じて適用します。この場合において、緊急地震速報配信サービスに係る1の契約におけるライセンス数は1以上とします。
(2)利用料金の翌月適用等	利用料金は、利用の開始のあった日が属する料金月の翌料金月から適用するものとします。ただし、緊急地震速報配信サービスの利用の開始と解除が同一料金月に行われた場合は、この限りではありません。

2 料金額(利用料金)

月額

単 位	料 金 額
1のライセンスごとに	20,000 円(税抜) (22,000 円(税込))

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容	
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	種 別	内 容
	譲渡承認手数料	利用件の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払を要する料金

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800 円(税抜) (880 円(税込))

第2表 工事に関する費用

1 適用

区 分	内 容
(1)工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る工事費を合計して算定します。
(2)工事費の減額適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

区 分	単 位	工 事 費 の 額
利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	10,000 円(税抜) (11,000 円(税込))
ライセンス数の変更に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000 円(税抜) (2,200 円(税込))

第3表 附帯サービスに関する料金

利用権に関する事項の証明手数料

区 分	単 位	料金額
証明手数料	1の契約ごとに	300 円(税抜) (330 円(税込))

附 則(平成 19 年 6 月 22 日 BBサ第 700173 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 1 日から実施します。
- 2 平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 8 月 31 日までの間に、緊急地震速報配信サービスの利用の開始が行われた場合には、利用料金は別記 2 料金の規定に係らず平成 19 年 10 月 1 日から適用を開始します。
(利用申込及び利用申込の承諾に関する経過措置)
- 3 平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間に緊急地震速報配信サービスに係る契約の申込みをする者は、当社所定の契約申込書とともに気象庁が別途定める書面の提出を要し、気象庁がその書面の内容について適合と判断した場合は、当社は約款に基づき取り扱うこととし、不適合と判断した場合はその契約の申込を承諾しません。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日 BBサ第 700596 号)

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 21 年 2 月 9 日 BBサ第 800435 号)

この改正規定は、平成 21 年 2 月 16 日から実施します。

附 則(平成 23 年 9 月 22 日 ACア第 100185 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 10 月 3 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成 25 年 11 月 22 日 ACサ 300922 号)

この改正規定は、平成 25 年 11 月 29 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 11 日 AC企 300165 号)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(2019 年 8 月 28 日 ACサ 00536183 号)

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(2019 年 12 月 6 日 ACサ 00576663 号)

この改正規定は、2019 年 12 月 25 日から実施します。